

# 飯塚市 農業委員会 だより

第2号

(平成31年2月)

【編集・発行】

飯塚市農業委員会

飯塚市新立岩5番5号

☎ 0948-22-5522



平成30年8月27日 庄内地域 農地利用状況調査 風景

## ※ 農地の利用状況調査

農業委員会では、毎年、農地の利用状況調査を実施しています。かけがえのない農地を守り、活かしていくための活動で、この調査で遊休農地と判断された農地については、その土地の所有者に対し今後の農地の利用意向の調査がおこなわれます。

## 第2号の主な内容

- ◎ 農地の利用状況調査の概要 . . . . . 1 ページ
- ◎ 農地とは . . . . . 2 ページ～3 ページ
- ◎ 農地の売買、貸借 . . . . . 3 ページ～4 ページ
- ◎ 農業者年金の加入 . . . . . 4 ページ

農業は、商業などの他産業と比較すると、概ね収益性は高くありません。しかし、人間の生存に関わる食料の生産を行う重要な意義を有しています。このことから、農地法等では、農地を合理的理由のない転用等から守ると共に、農地の権利を取得できる者を、相続などで取得できる場合を除き、農地として利用すると認められる者に限っています。

今回、農業委員会だよりでは、「農地とは」、「農地の売買、貸借」、「農業者年金の加入」についてお知らせします。

## ◎ 農地とは

Q1 農地とはどのようなもの。

A1 農地法では、耕作の目的に供される土地で、耕作とは耕起や灌がい、除草等を行い、作物が栽培されている土地のことです。田畑はもちろん、果樹園、牧草採取地、苗圃、はす池等も含まれます。

Q2 登記地目が山林や雑種地でも、耕作していれば農地法上の規制があるの。

A2 農地法では、現に耕作の目的に供されている土地とされていることから、耕作の用に供されているかどうかという現況に着目しています。このため現況が耕作の目的に供されていれば、農地法上の規制があります。

Q3 耕作放棄している農地があるけど、それも農地なの。

A3 耕作者の諸事情から耕作されていない農地があります。このような農地は、現に耕作されてはいませんが、農業用機械等を用いて管理すれば、いつでも耕作の目的に供されるものと認められれば、農地に該当します。

「農地法の運用について」第4(4)では、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地が出来ない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。

イ ア以外の場合であって、その土地の周辺状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。とされています。

農地とは、どんなものなの。





**Q4 農地所有者等の責任は何。**

A4 農地法第2条の2において、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」とされています。

また、平成21年の農地法一部改正では、「農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該の農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。」と衆参両院で附帯決議されています。

**◎ 農地の売買・貸借**

**Q5 農業に興味があって、農地を買って(借りて)、野菜を作りたい。**

A5 農地を耕作目的で買ったり借りたりする場合は、農業委員会の許可が必要です。その場合、農地を効率的に利用し、農業に一定割合（概ね年間150日以上）従事し権利取得後の農地面積が合わせて、50アール以上（※農地法第3条に定める飯塚市の下限面積。新規就農等で草花等の栽培など、経営が集約的なものについてはこの限りではありません）となる必要があります。

**Q6 農地の取得には、なぜ、農業の従事や面積などの条件があるの。**

A6 自ら全ての農地を効率的に利用して耕作をせず、耕作放棄したり、他人に転売したり、貸し付けたりするために権利を取得しようとするのを防止するためです。

**Q7 相続で農地を取得したけど、農機具もなく耕作できない。どうすればいい。**

A7 耕作できない場合は、耕作できる人に貸すか農地を売るなどする必要があります。農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

なお、相続で取得する場合は、登記手続きが終了してから農業委員会へ届出をしてください。

**Q8 農地を貸したいけど、どうすればいい。**

A8 農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。

**【農地法と農業経営基盤強化促進法の違い】**

**農地法：**農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（農地法の法定更新）

**農業経営基盤強化促進法：**市町村が定める農用地利用集積計画により設定され

た賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないこととしておりますので、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。この事務は、市から事務委任を受けて農業委員会が行っています。

## 農業者年金に加入しませんか。

安心で豊かな老後の生活のために、国民年金とは別に農業者の皆さんにメリットがある農業者年金に加入しましょう。

- **農業従事者なら加入は可能です。**

年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の方で、国民年金第 1 号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。

- **積立方式で安心した財政運営。**

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。

- **保険料の手厚い国庫補助。**

2 万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

- **保険料は自由に選択可能。**

保険料は月額 2 万円～6 万 7 千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

- **税制面でも大きな優遇。**

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）も非課税です。

- **終身年金です。**

年金は終身受給できます。加入者や受給者が 80 歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から 80 歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

※ 詳しくは、農業委員会事務局にお尋ねください。

次回は、農地の転用についてご説明します。

問い合わせ先：飯塚市農業委員会事務局

TEL 0948-22-5522（直通）

0948-22-5500（代表） 内線 1481・1482

FAX 0948-22-6062 E-メール nou-i@city.iizuka.lg.jp